

【資料 1-1-⑥】

四日市市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議設置要旨

(設置目的)

第1条

大規模な地震、津波の発生に備えた予防対策、並びに発生後の対応について、石油コンビナート・沿岸地域の自治会、自主防災組織、事業所、行政が意見交換等を行い、情報の共有化、相互の協力体制を築くことを目的として、四日市市防災会議幹事会内に四日市石油コンビナート・沿岸地域防災連携会議「以下地域防災連携会議という。」を設置する。

(内 容)

第2条

地域防災連携会議は、次の事項について意見交換等協議を行う。

- (1) 大規模災害等に備えた事前対策に関すること。
- (2) 災害時における対応に関すること。
- (3) 地域防災計画に関すること。
- (4) その他相互の協力体制に関すること。

(組 織)

第3条

地域防災連携会議は、次の者をもって構成する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 四日市市自治会連合会代表者 | 7名 |
| (2) 四日市市地区防災組織連絡協議会代表 | 7名 |
| (3) 四日市石油コンビナート地域防災協議会代表 | 5名 |
| (4) 四日市市消防本部 | 1名 |
| (5) 四日市市消防団 | 1名 |
| (6) 四日市市危機管理統括部 | 1名 |

2 地域防災連携会議の主宰は、四日市市危機管理統括部長とする。

3 地域防災連携会議の事務局は、四日市市危機管理課に置く。

(運 営)

第4条

地域防災連携会議は、危機管理統括部長が召集する。

2 地域防災連携会議は、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第5条

ここに定めるもののほか、地域防災連携会議の運営に関して必要な事項は、主宰者が別に定める。